



鳥取県公報

平成16年3月31日(水)
号外第60号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（50）（行政経営推進課）…………… 2

——— 公布された規則のあらまし ———

◇ 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

児童福祉法の一部改正その他の根拠法令の制定改廃等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

福利厚生室の設置その他の組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 委任決裁事項に係る事務処理権限の区分に、新たに次の事項を定めることとした。(第6条関係)

公文書に関する事務のうち、特に軽易なものを本庁の課又は地方機関の内部組織の長へ委任すること。

(2) 地方機関の長等の権限の執行等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(第12条関係)

改正後		改正前	
地方機関内部の決裁区分	知事の承認を廃止し、知事に事後報告	地方機関内部の決裁区分	知事の承認が必要

(3) 組織及び人事管理に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第1関係)

改正後		改正前	
検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員の任免及び身分を示す証票の交付		検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員の任免及び身分を示す証票の交付	課長専決
地方機関の長に委任された事務に係るもの	地方機関の長委任		
上記以外のもの	課長専決		

(4) 補助金等及び会計に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第1関係)

改正後		改正前	
交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分		交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分	
特に重要なもの	知事決裁	特に重要なもの	知事決裁

上記以外の重要なもののうち、部長が別に定めるもの	課長専決 地方機関の 長委任	重要なもの	部長専決
上記以外のもの	部長専決		
概算払の決定		概算払の決定	課長専決
部長が別に定めるもの	地方機関の 長委任		
上記以外のもの	課長専決		
検査の実施に係る通知		検査の実施に係る通知	課長委任
部長が別に定めるもの	地方機関の 長委任		
上記以外のもの	課長委任		

(5) 公文書に関する事務のうち告示、公告に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。
(別表第2関係)

改正後		改正前	
告示、公告その他の公文書の公表		告示、公告その他の公文書の公表	
特に重要なもの	知事決裁	特に重要なもの	知事決裁
重要なもの	部長専決	重要なもの	部長専決
軽易なもの	課長専決	軽易なもの	課長専決
都市計画法に基づく開発行為の工事の完了公告他	地方機関の 長委任		

(6) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) この規制は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の一部（農政課の項）は公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (3) 次に掲げる規則について所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 鳥取県税条例施行規則
 - イ 鳥取県納税貯蓄組合規則

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第50号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下本則において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下本則において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下本則において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下本則において「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下本則において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに削除項等及び削除別表細目を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに追加項等及び追加別表細目を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内箇条の欄に掲げる情報システム管理室、法制室、管轄室、給与管理室、市町村移動対応室、分権推進室、工事検査室、鳥取砂丘室、水環境室、自然エネルギー推進室、環境産業育成室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、機軸素材研究分析、食品品質研究所、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地産地消推進室、農村整備企画室、林業振興室、林業専門技術員室、水産振興室、高志道路推進室、緑地公園室及び備後室の長をいう。</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第5条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(専決事項) 第4条 本庁の部長、課長及び総務補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるところとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 人権局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるところとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(委任決裁事項) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（本庁の課長に係るものに限る。）のうち特に必要が認められる事項について、課内室長に専決させることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項（公文書に関する事務に限る。）のうち特に軽易なものについては、本庁の課又は地方機関の外務課の長に委任する。</p> <p>(代決) 第9条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本庁又は地方機関の別</th> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本庁</td> <td>(1)及び(2) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 部長</td> <td>次長を置く部 次長又は局長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>次長を置かない部 主務課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	(1)及び(2) 略				(3) 部長	次長を置く部 次長又は局長	主務課長			次長を置かない部 主務課長		<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 防災監 組織規則第5条第1項に規定する防災監の長をいう。</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内箇条の欄に掲げる法制室、管轄室、福利厚生室、分権推進室、工事検査室、介護支援室、自然エネルギー推進室、下水道室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地産地消推進室、農村整備企画室、林業専門技術員室、水産振興室、土木防災室、高志道路推進室、緑地公園室及び備後室の長をいう。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第5条第1項の規定により置かれる部、局又は課の長をいう。</p> <p>(16) 略</p> <p>(専決事項) 第4条 本庁の部長、課長及び総務補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるところとする。この場合において、防災監の所掌する事務についての同表の規定の適用については、同表中「部長」とあるのは、「防災監」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の事務に係る部長、防災監、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるところとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(委任決裁事項) 第6条 略</p> <p>(代決) 第9条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本庁又は地方機関の別</th> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本庁</td> <td>(1)及び(2) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 部長</td> <td>次長を置く部 次長又は局長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>次長を置かない部 主務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 防災監</td> <td>主務課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	(1)及び(2) 略				(3) 部長	次長を置く部 次長又は局長	主務課長			次長を置かない部 主務課長			(4) 防災監	主務課長	
本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																																		
1 本庁	(1)及び(2) 略																																				
	(3) 部長	次長を置く部 次長又は局長	主務課長																																		
		次長を置かない部 主務課長																																			
本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																																		
1 本庁	(1)及び(2) 略																																				
	(3) 部長	次長を置く部 次長又は局長	主務課長																																		
		次長を置かない部 主務課長																																			
	(4) 防災監	主務課長																																			

務に係るもの
11 略
九及び十 略

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 類 別	内 容	知事	事務処理権限の区分						地方機関の長又は総合事務所の局長の名称
				専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者				
				部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	
防 災 危 機 管 理 課	一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による防災に関する計画の作成等	○							
		2 同法第6条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについての協議	○							
		3 同法第33条の規定による災害応急対策等に必要の技術等を有する職員に関する資料の提出等		○						
		4 同法第42条第3項の規定による市町村地域防災計画の作成等についての協議	○							
		5 同法第51条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達		○						
		6 同法第53条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同法第55項の規定による情報の収集	○							
		7 同法第55条の規定による予想される災害の事象及びこれに對してとるべき措置についての通知及び要請	○							
		8 同法第57条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求		○						
二 災害対策基本法施行令(昭和五十七年政令第288号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するに於ける車両の確認及び同条第2項の規定による標章等の交付		○							
三 自衛隊法施行令(昭和四十九年政令第179号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第14条の規定による二等陸士の募集期間の告示		○							
	2 同令第17条第1項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示		○							
	3 同令第18条の規定による二等海士又は二等空士の募集期間等の告示		○							
	4 同令第19条の規		○							

務に係るもの
11 略
九及び十 略

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 類 別	内 容	知事	事務処理権限の区分						地方機関の長又は総合事務所の局長の名称
				専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者				
				部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	課長	地方機関の長又は総合事務所	

づく知事の 権限に属す る事務	2 同令第6条の6第 1項の規定による消 防設備士免状の再交 付		○						
四 危険物の 規制に関す る政令（昭 和64年政令 第306号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第34条の規定 による危険物取扱者 免状の書換え		○						
	2 同令第35条第1項 の規定による危険物 取扱者免状の再交付		○						
五 消防施設 強化促進法 （昭和18年 法律第87号 ）に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第5条の規定 による消防施設に係 る補助金の交付申請 書の受理及び交付		○						
六 退職給付 団体積算規 程（昭和66 年消防庁告 示第3号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 報償の推せん		○						
七 鳥取県消 防職令第5 号（昭和64 年鳥取県条 例第5号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同条例第2条の規 定による期満金の授 与	○							
八 電気工事 業の業務の 適正に関 する法律（ 昭和65年法 律第6号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第5条の規定 による電気工事業者 の登録		○						
	2 同法第6条第1項 の規定による電気工 事業者の登録の拒否		○						
	3 同法第7条第1項 の規定による登録証 の交付		○						
	4 同法第9条第3項 の規定による承継届 出の受理		○						
	5 同法第10条第1項 の規定による変更の 届出の受理及び同条 第2項の規定による 登録証の訂正		○						
	6 同法第12条の規定 による登録証の再交 付		○						
	7 同法第14条の規定 による電気工事業者 の登録の消除						○		
	8 同法第16条の規定 による電気工事業者 登録簿の謄本の交付 等						○		
	9 同法第17条第2項 の規定による電気工 事の施工の差止め の命令		○						
	10 同法第27条第1項 又は第2項の規定に よる電気工事による 危険等の防止のため の措置をとるべきこ との命令		○						

	11 同法第28条第1項の規定による電気工事業者の登録の取消し及び事業の停止の命令	○							
	12 同法第29条第1項の規定による業務に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施					○			
	13 同法第33条の規定による苦情の処理のあっせん等					○			
九 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第2項の規定による電気工事士免許の交付並びに同法同条第7項の規定による再交付及び書換え		○						
	2 同法第4条第4項第3号の規定による知識等を有していることの認定		○						
	3 同法第4条第6項の規定による電気工事士免許の返納の命令		○						
	4 同法第9条第1項の規定による業務に関する報告の徴収						○		
十 高圧ガス保安法（昭和56年法律第204号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可		○						
	2 同法第5条第2項の規定による高圧ガスの製造の事業を行う者の届出の受理		○						
	3 同法第9条の規定による高圧ガスの製造の許可の取消し		○						
	4 同法第10条第2項及び同法第10条の2第2項の規定による第一種製造者又は第二種製造者の地位の承継の届出の受理		○						
	5 同法第11条第3項又は第12条第3項の規定による製造のための施設の修理等の命令		○						
	6 同法第14条第1項の規定による製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可		○						
	7 同法第14条第2項の規定による第一種製造者の施設等の軽微な変更の届出の受理		○						
	8 同法第14条第4項の規定による第二種製造者の施設等の変更の届出の受理		○						
	9 同法第15条第2項の規定による技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことの命令		○						
	10 同法第16条第1項の規定による高圧ガ		○						

告の受理									
26 同法第22条第3項の規定による輸入高圧ガス等の廃棄その他の必要な措置の命令		○							
27 同法第24条の2の規定による特定高圧ガス消費者からの施設の位置等の届出の受理			○						
28 同法第24条の3第3項の規定による消費のための施設の修理等の命令			○						
29 同法第24条の4の規定による特定高圧ガス消費者からの施設の位置等の変更工事又は消費の廃止の届出の受理			○						
30 同法第26条第1項の規定による第一種製造者の危害予防規程の制定又は変更の届出の受理			○						
31 同法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令			○						
32 同法第26条第4項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告			○						
33 同法第27条第2項の規定による第一種製造者の保安教育計画の変更命令			○						
34 同法第27条第5項の規定による第一種製造者等に対する保安教育計画の実行等の勧告			○						
35 同法第27条の2第5項及び第6項、同法第27条の3第3項、同法第27条の4第2項の規定による保安統括者等の選任又は解任の届出の受理			○						
36 同法第28条第3項の規定による販売主任者等の選任又は解任の届出の受理			○						
37 同法第29条第3項及び第5項の規定による販売主任者免状等の交付及び再交付			○						
38 同法第30条の規定による販売主任者免状等の返納の命令			○						
39 同法第31条第2項の規定による販売主任者等試験の実施			○						
40 同法第33条第3項の規定による保安統括者等の代理者等の選任又は解任の届出の受理			○						
41 同法第34条の規定による保安統括者等の解任の命令			○						

42	同法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査		○					
43	同法第35条第1項及び第3項の規定による協会又は指定保安検査機関が行う保安検査等に係る届出の受理		○					
44	同法第36条第2項の規定による危険状態を発見した者からの届出の受理		○					
45	同法第38条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し及び高圧ガスの製造等の停止の命令		○					
46	同法第38条第2項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令		○					
47	同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置		○					
48	同法第39条の11第1項及び第2項の規定による認定冠成検査実施者等の検査の記録の届出の受理		○					
49	同法第49条第1項及び同法第50条第3項の規定による容器検査所の登録及び登録の更新		○					
50	同法第40条の30又は第49条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令		○					
51	同法第56条の4第3項の規定による特定設備検査合格証の再交付申請の進達		○					
52	同法第58条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等		○					
53	同法第58条の18及び同法第58条の20の2の規定による完成検査機関の指定及び指定の更新		○					
54	同法第58条の30の2第1項及び第2項の規定による保安検査機関の指定及び指定の更新		○					
55	同法第61条の規定による業務に関する報告の徴収					○		
56	同法第62条の規定による事務所等への立入検査の実施					○		
57	同法第63条第1項の規定による第一種製造者等からの事故届の受理		○					
58	同法第63条第2項の規定による災害発					○		

	2第2項において準用する同法第58条の24の規定による指定輸入検査機関の業務の休廃止の届出の受理								
	5 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の27の規定による禁止違反行為等を理由とする指定輸入検査機関への法第58条の22第2号に規定する者の解任命令	○							
	6 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の29の規定による指定輸入検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令		○						
	7 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の30の規定による指定輸入検査機関の指定の取消し等	○							
	8 同法第11条第2項の規定による指定輸入検査機関に対する報告の徴収						○		
	9 同法第12条第2項の規定による指定輸入検査機関への立入検査等の実施						○		
十三 高圧ガス保安法施行令第10条第1項第3号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の24の規定による指定保安検査機関の業務の休廃止の届出の受理		○						
	2 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の27の規定による禁止違反行為等を理由とする指定保安検査機関への法第58条の20第2項に規定する者の解任命令	○							
	3 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の22の規定による指定保安検査機関の事業の届出の受理		○						
	4 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の23の規定による指定保安検査機関の業務規程の認可等		○						
	5 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の29の規定による指定保安検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令		○						
	6 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の	○							

の規定による火薬庫の設置等の許可									
5 同法第13条の規定による火薬庫の所有等をしないうことの許可			○						
6 同法第14条第2項の規定による火薬庫の修理等の命令			○						
7 同法第15条第1項又は第2項の規定による火薬庫の完成検査の実施			○						
8 同法第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可	○								
9 同法第27条第1項の規定による火薬類の発売の許可			○						
10 同法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可			○						
11 同法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定			○						
12 同法第30条第3項の規定による取戻保安責任者等の選任及び解任の届出の受理						○			
13 同法第31条第3項の規定による火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施	○								
14 同法第31条第3項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の交付			○						
15 同法第31条第5項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の返納の命令	○								
16 同法第31条第7項において準用する同法第17条第7項及び第8項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の書換え及び再交付			○						
17 同法第33条第2項の規定による取戻保安責任者等の代理者の選任及び解任の届出の受理						○			
18 同法第34条第2項の規定による取戻保安責任者等の解任の命令	○								
19 同法第35条第1項の規定による火薬庫の保安検査の実施			○						
20 同法第36条第2項の規定による安定試験の実施の命令	○								
21 同法第43条の規定による製造前等への立入検査の実施						○			
22 同法第46条第2項の規定による災害発						○			

